



国会速報

- 第154通常国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

「人権擁護法案」の抜本的修正を求める 日本の人権政策確立へ向け、正念場を闘い抜こう

「人権擁護法案」の抜本的修正を

「部落解放基本法」制定要求第21波中央集会を3月19日午前、東京・憲政記念館でひらき、全国から1,000人が参加した。集会では、「地対財特法」終了後の「同和」・人権行政の確立、今国会に提出された「人権擁護法案」の抜本的修正を求めることなど、いっそう日本の人権政策の確立へ向け努力を重ねていくことを決意した。

集会では、与党の議員から「人権擁護法案」についてさまざまな問題点については政府・大臣答弁、付帯決議などで努力したい、野党議員からは、「パリ原則」をふまえた法案大綱を対置したい、とあいさつを受けた。また、「人権フォーラム21」の山崎公士・事務局長から「安・簡・早」の原則から現在提案されている「人権擁護法案」の問題点を聞いた。

開会あいさつにたった組坂繁之・実行委副委員長は、「人権擁護法案」にたいして抜本的修正を求める立場を明らかにし、誤りなき方向を歩もう、と訴えた。主催者を代表し板橋興宗・会長（曹洞宗管長）は、人権政策のためにいっそうの連帯と支持をよびかけた。

基調のなかで高橋正人・実行委事務局長は、「人権教育・啓発推進法」の「基本計画」「人権擁護法案」「地対財特法」後の「同和」行政（国と自治体レベル）での課題と方向を提案しながら、については今国会で全力をあげてとりくみたい、と決意をのべた。

集会後は、国会議員などへの要請と総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省との交渉を展開した。

法案の抜本的修正をめざす

全力を挙げて闘いぬくことを確認

全国委員長・書記長・全国大行動オルグ団会議を3月18日午後、東京・衆議院第2議員会館でひらき、70人が参加、正念場中の正念場を迎えた「人権擁護法案」など人権救済制度や「地対財特法」期限後の「同和」行政に関する国会内外での闘いの方向を確認し、全力をあげて闘いぬくことを意思統一した。

冒頭、組坂委員長が本部を代表してあいさつ。政府の「人権擁護法案」について、国連の人権高等弁務官事務所も、独立性もなく法務省の人権擁護局が横すべりしたような人権委員会ではダメで、日本政府からの相談もなかったと指摘していたことを報告。法務省主導ではなく「パリ原則」にもとづき独立した、実効性、迅速性をもった人権擁護機関を実現するため、全力をあげてとりくむよう、強く訴えた。

高橋書記長が、この間のとりくみ経過と情勢を報告、今後の取り組み課題と具体的行動を提起した。

「人権擁護法案」については、国会での質問を準備しながら、日弁連や人権フォーラム21、マスコミなどと共同したとりくみをすすめ、抜本的な修正をめざし、国会議員への集中した働きかけをおこなうことなどを確認、要請行動にとりくんだ。

また同日、記者会見を開き、人権擁護法案について法案の抜本的修正を求める見解を示した。

社民・法務委員会で政府の姿勢をたず

政府の部落問題の解決は国の責務

3月20日、衆院・法務委員会で社民党の植田至紀・議員が質問に立ち、「人権教育・啓発の推進に関する基本計画」に関わって部落問題を解決する責務を国が有することについて、政府・関係省庁の認識をたずねた。

植田委員 今回閣議決定された基本計画、これは教育啓発推進法の7条に基づいてつくられたわけですが、8条で年次報告を出すとなっているが、いつ出すのか。吉戒政府参考人 人権教育・啓発推進法七条に基づく基本計画、これは3月15日に閣議決定いただきました。同法八条に基づきます年次報告ということが次の作業になります。これは、同法の附則の第1条のただし書きの規定により、平成13年度に講じた施策について、平成14年度、来年度に報告するという段取りになる。したがって、その具体的な時期、公表の時期はこれから検討したいと思うが、来年中に報告できますようスケジュールを今後詰めてまいりたい。

植田委員 年次報告についてはこの場で集中審議をやっていたきたい。この基本計画の28条から29条で同和問題について書いています。冒頭、「同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある」とあるが、これは法務省にまず伺うが、部落問題の解決を図る施策を推進するというのは国の責務ですよね。

吉戒政府参考人 御指摘のとおり、国は同和問題を含む各人権課題について、その解決に向けた施策を策定、実施する責務を有している、これは人権教育・啓発推進法にも書いてあり、今回策定した人権教育・啓発に関する基本計画においても、同和問題を含む各人権課題を掲げ、その課題ごとに関係府省庁の取り組みを盛り込んでいる。同和問題については、この基本計画の第4章の2の(5)において、2ページにわたり詳しく取り上げている。

植田委員 要は、当然、この前提となる教育啓発法にも国の責務が入っているわけですから、部落問題を解決する責務を国が有しているということは確認できる。そこで、文科省、同和教育を含む人権教育の推進というのも当然国の責務であろう。

玉井政府参考人 従来から、人権尊重のための教育の

推進に努めており、同和問題の解決に努めている。そして、閣議決定をした中に、重要な人権問題の一つとして同和問題を位置づけ、国全体さまざまな取り組みを行うことになっている。文部科学省関係の取り組みとしても、同和問題に関係する差別意識についての人権教育の事業を推進すること、あるいは、学校、家庭及び地域社会一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育、社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取り組みを推進することなどを盛り込んでおり、そういう観点からの努力をする。

植田委員 最後、内閣官房に伺います。この基本計画では、部落問題を初めとして、重要課題が「その他」含めて12項目にわたって書いてあるが、人権教育のための国連10年に関する国内行動計画では、犯罪被害者と、インターネットによる人権侵害、同性愛者への差別の3項目が漏れている。今後は、これら3点も含めて「10年」の推進を図られるという理解でいいのか。ことし1月に出た「国内行動計画の推進状況」では、基本計画に該当する部分が「重要課題への対応」ということで書かれてあるが、国内行動計画で「その他」と表記されていた部分は、ことし1月の報告でもない。「その他」にかかわるいろいろな重要な人権問題については、推進されたかどうかということがうかがう余地がない。来年これを出されるときは、今の問題も含めて、具体的にそうしたこともしっかり配慮して進められるという理解でいいのか。

和氣政府参考人 人権教育のための国連10年推進本部では、平成9年7月に人権教育のための国連10年に関する国内行動計画を取りまとめ、これに基づいて、関係府省におきまして所要の施策を着実に推進している。その推進状況については、本年1月には、平成12年度における実施状況を中心として推進状況の取りまとめを行った。推進本部では、国内行動計画の推進に当たり、人権教育・啓発の基本計画等の動向にも配慮する必要があると考えており、犯罪被害者等に対する配慮あるいはインターネット等新たな人権侵害の課題についても、必要に応じて、国内行動計画の推進状況の取りまとめの中で重視してまいりたい。

植田委員 現に総理を本部長とする推進本部があるわけですから、法務省、文科省が中心に取りまとめられた今回のこういう基本計画があるが、いわゆる広い意味での人権教育を推進する本拠は推進本部であるということをお忘れず、これからも取り組んでいただきたい。